

海難救助訓練

ビデオについてはDVDが年内には発行される予定です。

当会では新版を今年度から、DVDを来

平成十七年度における全国の訓練実施状況は、訓練に参加した救難所が延べ二九五救難所で、この内三ヶ所で指導者研修が行われました。

平成十八年度は各県の水難救済会において三二〇の救難所で訓練を実施していただきよう平成十八年度版「訓練実施要領」で計画されています。また、このほかに福島県、茨城県、千葉県や熊本県の各水難救済会において指導者研修が計画されております。二次災害を防ぎ適正な救助活動ができるよう、救助出動に備え、日頃の訓練を怠りなくお願いしたいと思います。

応急手当の訓練で用いている「応急手当講習テキスト」と応急手当訓練用ビデオ「つなげよう救命の輪」については、平成十八年六月に救急蘇生ガイドラインが変更され、「わが国的新しい救急蘇生ガイドライン」(以下、新ガイドライン)が公開されたことから、これに沿って、テキストについては新版が、

希望のあつた県水難救済会に配付しましたが、この取り扱いも新ガイドラインに沿つて変更されています。

日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会の公開した「わが国の新しい救急蘇生ガイドライン」の主な改正点抜粋

※全体を通しての基本的考え方

●効果的な救急蘇生を行うには、できるだけ早期から十分な強さと十分な回数の胸骨圧迫が絶え間なく行われることが重要であり、この点が強調された。

●胸骨圧迫の効果を上げるために、心肺蘇生法開始の判断と手順、人工呼吸の吹き込み時間、胸骨圧迫と人工呼吸の比率、AEDによる連続ショック回数、ショック後の対応などが変更された。

●一次救命措置は大きな枠組みとして、主に市民が行う一次救命措置（心肺蘇生法、AED使用法など）と、日常的に蘇生を行う者やALSを習得した者が行う成人と小児（乳児を含む）の一次救命措置に区分された。

動体外式除細動器）とAEDトレーナーを

※主に市民による心肺蘇生法の主な変更点

- 呼吸については「正常かどうか」あるいは「普段どおりの呼吸か」を十秒以内で確認する。
- 反応がなく、正常な呼吸がなければ（特に喘ぎ呼吸のときは）CPRを開始する。
- まず人工呼吸を二回行い、ついで胸骨圧迫心臓マッサージ（以下、胸骨圧迫）を開始する。
- 人工呼吸は一秒かけて胸の上がりが見える程度の吹き込みを二回試みる。
- 胸骨圧迫位置の目安は胸の真ん中または乳頭と乳頭を結ぶ（想像上の）線の胸骨上である。
- 胸骨圧迫と人工呼吸の比率は全年齢共通で三十対一とする。
- 胸骨圧迫の回数は連続三十回を目標とするが、必ずしも正確に三十回である必要はない。
- 救助者が疲れると圧迫が不十分になるので、胸骨圧迫の役割を時々交代することが望ましい。
- 救助者が人工呼吸を実施できない局面においては、胸骨圧迫だけでも実施する。

- CPRは何らかの応答や目的のある仕草が現れる、または救急隊などに引き継ぐまで継続する。

※主に市民によるAED使用法の主な変更点

- AED装着のタイミングは全年齢において「AEDが到着し次第」とする。
- 適応があればショックを二回行い、観察なしで直ちに胸骨圧迫を行う（ただし、薬事法上AEDによるショックを三回行う使用法により承認されている機種がある）。
- ショック後はCPRを一分間（または五サイクル）実施後に、AEDにより再度心電図を解析する。
- 成人傷病者で反応がなくなつた場合は、一一九番通報後にCPRを開始する。
- 小児傷病者で反応がなくなつた場合は、CPRを五サイクル（一分間）行つた後に一一九番通報する。
- CPRで行う気道確保の際に、口の中に異物が見えれば取り除く。盲目的指拭法は行わない。

への使用は認められていないので、やむを得ない場合のみ慎重に使用する)。

※主に市民による気道異物除去法の主な変更点

- 傷病者に反応がある場合は背部叩打法と腹部突き上げ法を併用する。
- 背部叩打法と腹部突き上げ法の回数や順序は問わず異物が取れるか反応がなくなるまで続ける。
- 乳児や妊婦では腹部突き上げ法は行わない。背部叩打法のみとする。
- 成人傷病者で反応がなくなつた場合は、一一九番通報後にCPRを開始する。
- 小児傷病者で反応がなくなつた場合は、CPRを五サイクル（一分間）行つた後に一一九番通報する。
- CPRで行う気道確保の際に、口の中に異物が見えれば取り除く。盲目的指拭法は行わない。

(注) ●CPR（心肺蘇生法）。

- 救難所員が行う心肺蘇生等の応急措置は「主に市民による」措置。
- 変更点の詳細は(財)日本救急医療財団ホームページ参照のこと。

以下に、平成十八年一月以降に行われた訓練の中からいくつかを紹介します。

◇北海道奥尻救難所では、新年早々の

一月三日に出初め式を兼ねた訓練を実施しました。

一月二日に機器点検、物品の損傷状況の調査を終え、三日には基本動作から始まり、火災船への放水訓練、救命索発射等の訓練の後、出初め式行が行われ、救命胴衣の全員着用を誓うなど気持ちも新たに新年のスタートを切りました。

◇神奈川県水難救済会では、一月七日

に県水難救済会の主催により県や市の関係行政機関、関係団体等の来賓を招いて、十救難所の参加のもとに東部地区合同訓練を実施しました。

開会のことばに続き、国旗掲揚、人

員点呼、海上殉職者に対する默とう、会長等の挨拶、来賓祝辞、功労者の表彰が行われた後、訓練に移り、救命策

発射器操法訓練、放水訓練、海中転落者救助訓練、器具点検等の訓練を行い横須賀海上保安部から講評をいただきました。



神奈川県水難救済会（平成 18 年 1 月 7 日）



北海道奥尻救難所（平成 18 年 1 月 3 日）

◇茨城県鹿島灘支部救難所で

は、一月二十八日に地元に特有な海難事故の救助訓練を実施し、救助技術の向上を図りました。

◇三重県熊野灘地区海難救助連絡協議会錦漁業協同組合救難支所では、一月二十一日に

出初め式を兼ねた訓練が実施され、国旗掲揚、人員報告、機器点検、所長訓辞、来賓祝辞等が行われました。

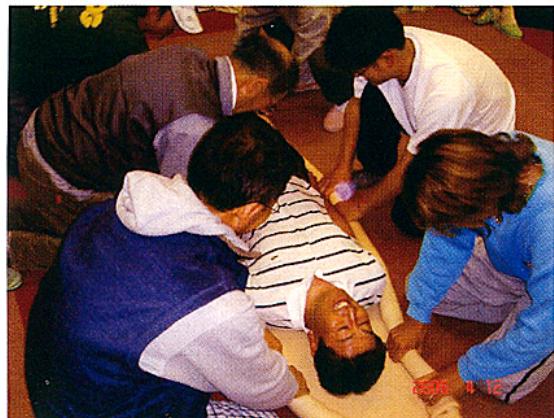


茨城県鹿島灘支部救難所（平成 18 年 1 月 28 日）



三重県錦漁業協同組合救難支所
(平成 18 年 1 月 21 日)

◇北海道常呂救難所では、四月十三日に基本動作及び点検、火災船救助訓練、心肺蘇生法などの訓練を実施し網走海上保安署から講評をいただきました。



神奈川県葉山救難所（平成 18 年 4 月 12 日）



北海道常呂救難所（平成 18 年 4 月 13 日）

◇長崎県水難救済会では、六月十二日に救難所員五十四名参加のもとに、県の総合防災訓練海上の部に参加して情報伝達訓練、漂流者揚収訓練、一斉放水訓練等を行いました。



長崎県水難救済会（平成 18 年 6 月 12 日）

◇北海道昆布森救難所では、五月二十六日に基本動作及び点検、救命策発射機操法、心肺蘇生法、AED 取り扱い等の訓練を行いました。



訓練用 AED

AED